

種別	總計					人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額
	扶助料	死籍	復籍	丁年	結婚										
權利用						4	3698		92	20,958	194	13,274	257	7,420	547
終事由									70						
犯罪															
死籍															
復籍															
丁年															
結婚															
分家															
滿年期															
總計						4	3698		92	20,958	194	13,274	257	7,420	547

表中更正ニ依リ廢止トアルハ負傷增加恩給ニ更正セシモノナリ

第四八七

宮内省官吏及備

明治二十七年十二月三十一日

階級	勅任		人員	年俸	階級	勅任		人員	年俸	階級	勅任		人員	年俸
	親	等				親	等				親	等		
任	1	1	2	12,000	任	1	1	2	12,000	任	1	1	2	12,000
等	1	1	2	3,828	等	1	1	2	3,828	等	1	1	2	3,828
等	1	1	2	6,080	等	1	1	2	6,080	等	1	1	2	6,080
等	1	1	2	11,084	等	1	1	2	11,084	等	1	1	2	11,084
等	1	1	2	24,000	等	1	1	2	24,000	等	1	1	2	24,000
等	1	1	2	15,504	等	1	1	2	15,504	等	1	1	2	15,504
等	1	1	2	33,408	等	1	1	2	33,408	等	1	1	2	33,408
等	1	1	2	30,468	等	1	1	2	30,468	等	1	1	2	30,468
總計	6	5	11		總計	6	5	11		總計	6	5	11	

階級	勅任		人員	年俸	階級	勅任		人員	年俸	階級	勅任		人員	年俸
	親	等				親	等				親	等		
任	1	1	2	12,000	任	1	1	2	12,000	任	1	1	2	12,000
等	1	1	2	3,828	等	1	1	2	3,828	等	1	1	2	3,828
等	1	1	2	6,080	等	1	1	2	6,080	等	1	1	2	6,080
等	1	1	2	11,084	等	1	1	2	11,084	等	1	1	2	11,084
等	1	1	2	24,000	等	1	1	2	24,000	等	1	1	2	24,000
等	1	1	2	15,504	等	1	1	2	15,504	等	1	1	2	15,504
等	1	1	2	33,408	等	1	1	2	33,408	等	1	1	2	33,408
等	1	1	2	30,468	等	1	1	2	30,468	等	1	1	2	30,468
總計	6	5	11		總計	6	5	11		總計	6	5	11	

本表ノ人員ハ本官ニ依テ掲グ俸給ハ本官兼官ノ別ナク其支給スル階級ニ之ヲ掲グ○女官囑託員、蹄鐵工等ハ本表ニ算入セズ○表中技術官ハ技師及同試補二十九人、技手及技手補二百三人、技術備百五十五人、合計三百八十七人、年俸九萬八千八百八十圓ナリ○本表ノ外囑託員本務ノ者十三人、年俸四千三百九十二圓兼務ノ者五人、年俸千七百四十圓、使用人員使部備給仕、小使千三百二十九人、月俸八千三百六十七圓アリ○非職休職ノ官吏ハ本表ニ算入セズ、其明治二十七年末ノ現員ハ奏任六人、判任四十五人、准判任二人、合計五十三人ナリ

第四八八

宮内省官吏及備局部別

明治二十七年十二月三十一日

局課名	勅任	奏任	判任	等外	備	合計	年俸	局課名	勅任	奏任	判任	等外	備	合計	年俸
大臣官房	3					3	17,400	東宮職	1					1	15,912
內事課			1			1	4,956	內藏寮			1			1	10,740
外事課			6			6	21,364	御料局							
調查課			5			5	17,400	鑛山事務支廳							
侍從	2					2	7,140	山林事務支廳							
式部職	1	1				2	7,140	硫酸製造所							
皇太后宮職			1			1	3,360	其他							
皇太后宮職			1			1	3,360	大膳							
皇后宮職			9			9	31,680	位							
總計	7	1	23			31	101,664	職							

官制及附録

宮内省官吏及備

宮内省官吏及備局部別

一〇六一

局課名	勅任	奏任	判任	等外	備	合計	年俸	局課名	勅任	奏任	判任	等外	備	合計	年俸
主殿寮	-	-	-	-	-	-	二〇七	常宮、周宮、富美宮	-	-	-	-	-	-	二〇七
皇宮警察署	-	-	-	-	-	-	二八、八四八	御用掛	-	-	-	-	-	-	二八、八四八
圖書寮	-	-	-	-	-	-	三三、〇二二	皇族職員	-	-	-	-	-	-	三三、〇二二
內匠寮	-	-	-	-	-	-	八、六八八	帝國博物館	-	-	-	-	-	-	八、六八八
主馬寮	-	-	-	-	-	-	二一、八四〇	學習院	-	-	-	-	-	-	二一、八四〇
諸陵寮	-	-	-	-	-	-	二七、九八四	華族女學校	-	-	-	-	-	-	二七、九八四
侍醫寮	-	-	-	-	-	-	一一、七六〇	總計	-	-	-	-	-	-	一一、七六〇
主獵局	-	-	-	-	-	-	三五、六四四	兼官	-	-	-	-	-	-	三五、六四四
調度局	-	-	-	-	-	-	七、九五六	本官	-	-	-	-	-	-	七、九五六
帝室會計審査局	-	-	-	-	-	-	一〇、七二六	兼官	-	-	-	-	-	-	一〇、七二六
臨時全國寶物取調局	-	-	-	-	-	-	四、七六四	本官	-	-	-	-	-	-	四、七六四
御歌所	-	-	-	-	-	-	五二八	兼官	-	-	-	-	-	-	五二八
內大臣及祕書官	-	-	-	-	-	-	二、二八〇	兼官	-	-	-	-	-	-	二、二八〇
文事祕書局	-	-	-	-	-	-	八、七九六	兼官	-	-	-	-	-	-	八、七九六
合計	-	-	-	-	-	-	六、七三三	兼官	-	-	-	-	-	-	六、七三三

本表ハ前表ノ數ニ兼務ノ人員ヲ加算シ之ヲ各局部ニ區別掲載セシモノナリ○試補、見習及准官ハ各本官中ニ合算ス

判任以上ノ族籍別  
(皇族職員及女ヲ除ク)

階級	華族	士族	平民	合計	年俸
勅任	二	一	一	四	二六
奏任	三三	八二	三二	一四五	一四一
判任	二	五二	二二〇	七五四	七五四
總計	四八	六八	二六一	九二五	九二五
明治二十六年	四八	六八	二六一	九二五	九二五

第四八九 郡區吏

郡區吏

明治二十七年十二月三十一日

階級	人員	年俸	階級	人員	年俸
六等	九〇	七、二〇〇	八級俸	五〇一	一一〇、二四〇
七等	二七三	一八四、二〇〇	九級俸	九〇六	一六三、〇八〇
八等	一五四	九五、二〇〇	十級俸	九六七	一三九、二四八
合計	五一七	三三〇、六〇〇	合計	二、八八〇、二六	二、八八〇、二六
郡區書記	七級俸	二七、四〇〇	事務備合計	七、九九五	一、〇〇〇、八三六
六級俸	七二	二五、九二〇	明治二十六年	七、九九五	一、〇〇〇、八三六
五級俸	六	二、五二〇	明治二十五年	八、二八八	一、三三九、五七二
四級俸	一	四八〇	明治二十四年	八、六六三	一、三三九、五七二
合計	八二	三三、〇六〇	明治二十三年	八、九二二	一、三三九、五七二
事務備	日給	三三三	明治二十二年	一〇、二七	一、四一五、九〇〇
郡區書記	合計	四七〇	合計	一、七〇五	二、八、九三三
郡區長及北海道ノ郡區書記ハ第四百七十七表中ヨリ摘出セシモノナリ次表モ亦同シ	合計	四七〇	合計	一、七〇五	二、八、九三三

第四九〇

郡區吏地方別 (\*ハ兼務)

明治二十七年十二月三十一日

地方	郡區長	人員	年俸	郡區書記	人員	年俸	事務備	人員	年俸	合計
東京	八	五、六〇〇	五七	八三三、八	一五	一、〇〇四	八〇	一五、〇三三	九	六、二〇〇
地方	一八	一一、八〇〇	八七	一、一八〇〇	三三	二、三三八	一四三	二七、七〇六	二二	七、四〇〇
東京	八	五、六〇〇	五七	八三三、八	一五	一、〇〇四	八〇	一五、〇三三	九	六、二〇〇
地方	一八	一一、八〇〇	八七	一、一八〇〇	三三	二、三三八	一四三	二七、七〇六	二二	七、四〇〇
東京	八	五、六〇〇	五七	八三三、八	一五	一、〇〇四	八〇	一五、〇三三	九	六、二〇〇
地方	一八	一一、八〇〇	八七	一、一八〇〇	三三	二、三三八	一四三	二七、七〇六	二二	七、四〇〇

官制及附録

郡區吏

郡區吏地方別